

大分県障がい者計画（第2期）の策定について

資料3

1 計画の趣旨等

- (1)趣 旨：障がい者施策を総合的に進める基本計画及びサービス提供体制確保のための実施計画
- (2)策定根拠：障害者基本法第11条、障害者総合支援法第89条、児童福祉法第33条の22、**障害者文化芸術推進法第8条**
- (3)位置づけ：国の障害者基本計画（第5次）等に基づいて策定する県長期総合計画の部門計画
- ・障がい者基本計画(第6期)、**障がい者芸術文化推進基本計画（第2期）**…令和6～11年度(6年間)
 - ・障がい福祉計画（第7期）、障がい児福祉計画（第3期）…令和6～8年度（3年間）
- (4)計画期間：令和6（2024）年度～令和11（2029）年度（6年間※） ※令和8(2026)年度に中間見直し

2 第2期計画の概要（案）

(1)基本理念 … 第1期の基本理念を継続

- ①人格と個性を尊重し合える共生社会の実現
- ②障がい者自らの決定による自己実現と社会参加の促進
- ③障がいを理由とする差別のない社会の実現

(2)施策項目 … 第1期の施策項目（①～⑦）を継続

施策項目ごとに「現状と課題」「施策の方向」「**主な取組**」を記載する。

①共生社会実現に向けた理解促進と権利擁護

◎新規事項、○重点事項、 県独自

○虐待防止体制の整備 ◎事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供（義務化）の周知・啓発

②地域生活支援

○相談支援体制の充実 ○在宅サービスの充実 ◎在宅で医療的ケア児を介護する保護者の負担軽減

◎人材育成や就労環境等を改善する事業所の支援

③保健・医療の推進

○発達障がい児者、医療的ケア児者の受入体制整備 ○精神科救急医療体制(災害医療を含む)の確保・充実

④教育の振興

◎学校卒業後の多様な学習機会の充実 ◎読書バリアフリー法の趣旨を踏まえた読書環境の整備

⑤雇用・就労、経済的自立の推進

◎法定雇用率の段階的引き上げや、週20時間未満で働く障がい者の雇用機会拡大への対応の充実

⑥芸術文化活動・スポーツの推進

○芸術文化活動への参加促進 ○スポーツに親しめる環境の整備

⑦安心・安全な生活環境の整備、防災等の推進

○障がい特性に配慮した支援の充実

3 計画策定の体制

県障害者施策推進協議会
(障がい者団体、施設等代表20名)

県障がい者芸術文化推進基本計画
策定委員会（委員14名）

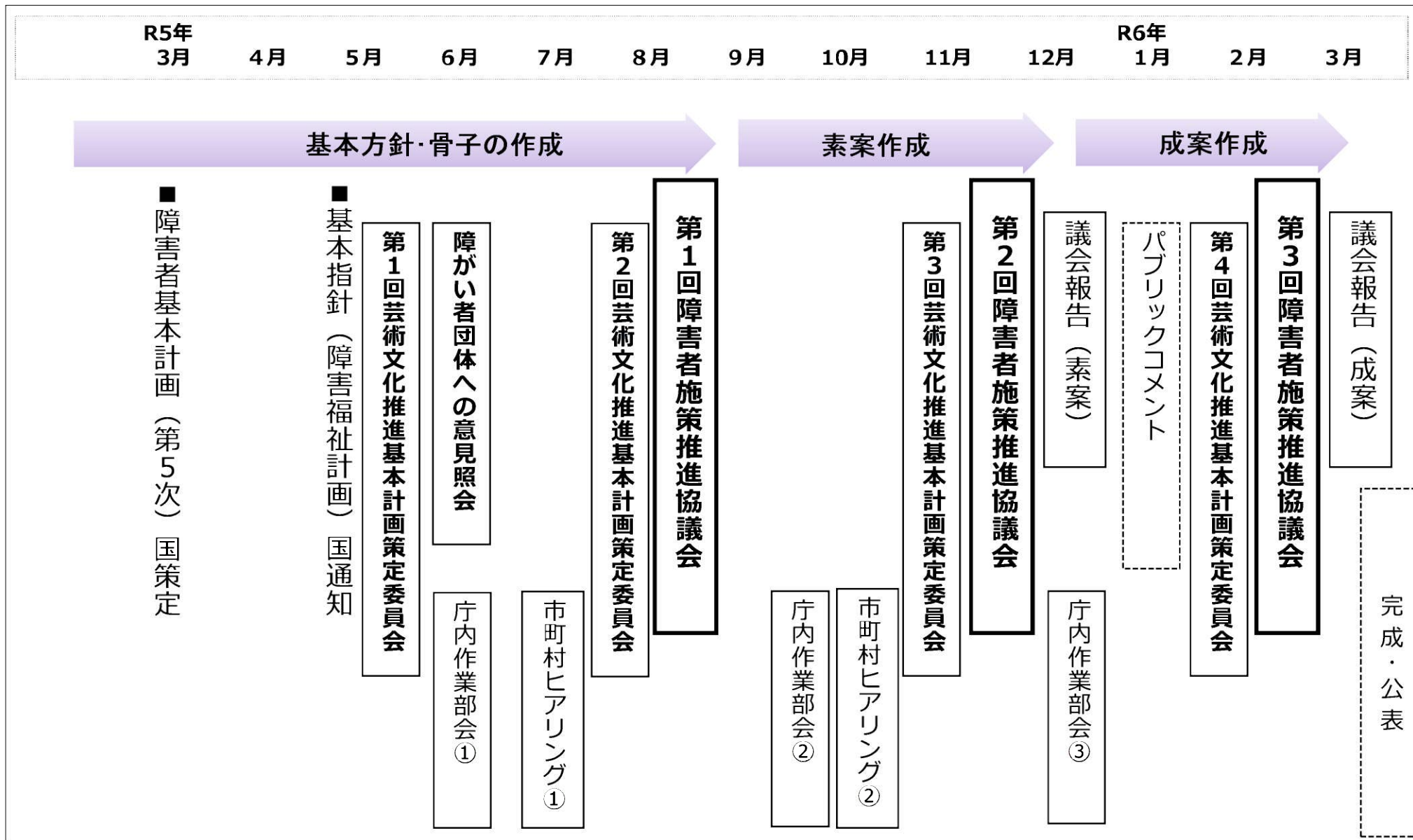
障がい当事者団体の意見聴取

庁内作業部会

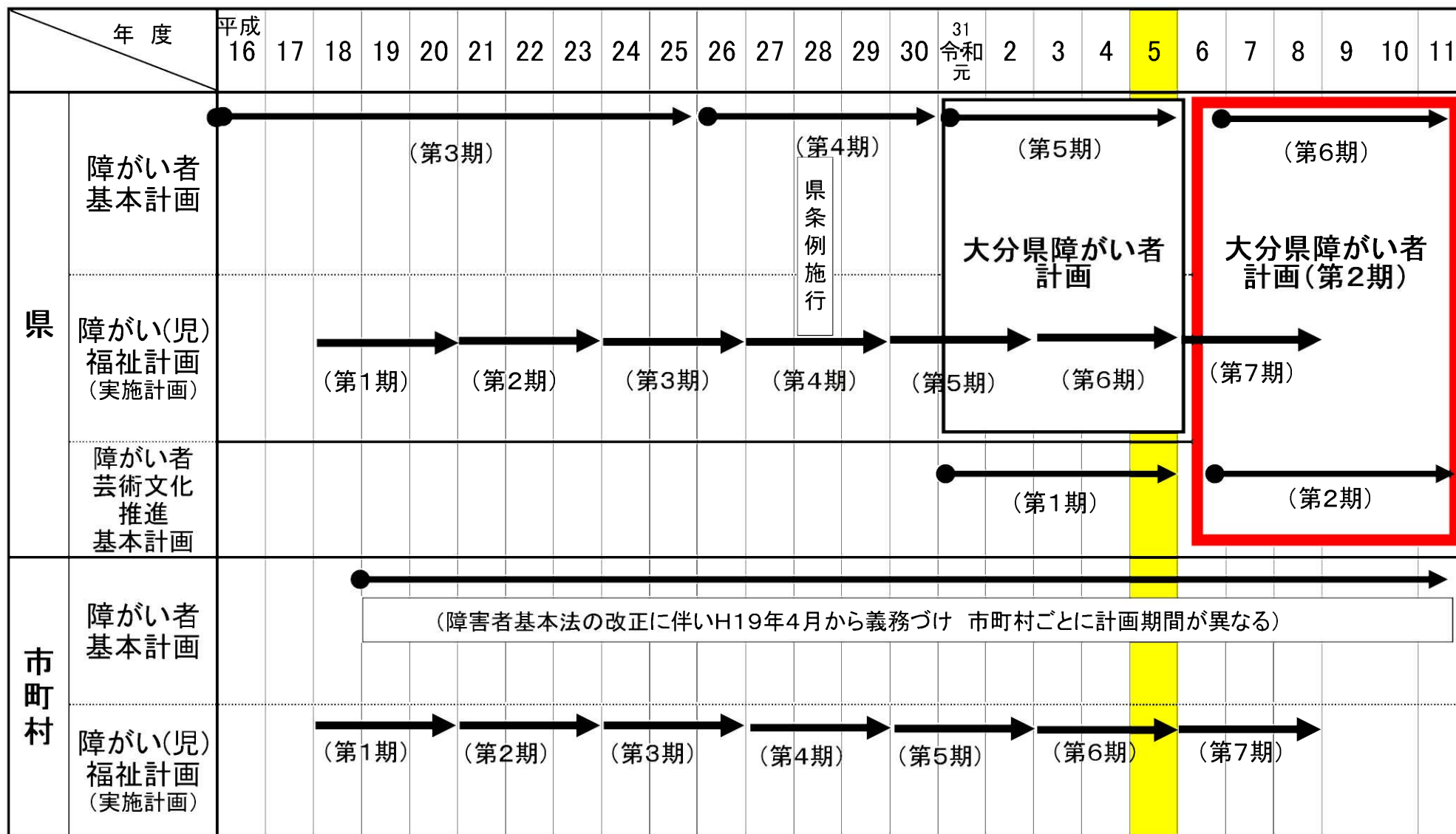
- | | |
|-------------------|----------|
| ・福祉保健企画課 | ・人事課 |
| ・保護・監査指導室 | ・市町村振興課 |
| ・医療政策課 | ・政策企画課 |
| ・健康づくり支援課 | ・生活環境企画課 |
| ・高齢者福祉課 | ・雇用労働政策課 |
| ・こども未来課 | ・建設政策課 |
| ・障害者社会参加推進室 | ・特別支援教育課 |
| ・こころとからだの相談支援センター | ・社会教育課 |
| ・電子自治体推進室 | ・警務課 |
| | ・交通規制課 |
| | 計20課室 |

大分県障がい者計画（第2期）の策定について

4 策定スケジュール



障がい者施策に関する各種計画の位置づけ



障がい者計画の骨子案(第1期・第2期比較)

第1期計画の骨子	第2期計画の骨子及び主な新規・重点事項等
■計画の基本理念	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 人格と個性を尊重し合える共生社会の実現 (2) 障がい者自らの決定による自己実現と社会参加の促進 (3) 障がいを理由とする差別のない社会の実現 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人格と個性を尊重し合える共生社会の実現 (2) 障がい者自らの決定による自己実現と社会参加の促進 (3) 障がいを理由とする差別のない社会の実現
■各分野に共通する横断的視点	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援 (2) 当事者本位の総合的な支援 (3) 障がい特性等に配慮した支援 (4) アクセシビリティの向上 (5) 障がいを理由とする差別の解消 (6) 総合的かつ計画的な取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援 (2) 当事者本位の総合的な支援 (3) 障がい特性等に配慮した支援 (4) アクセシビリティの向上 (5) 障がいを理由とする差別の解消 (6) 総合的かつ計画的な取組の推進

第1期計画の骨子	第2期計画の骨子及び主な新規・重点事項等
■施策の現状と課題及び今後の方向	
第1節 共生社会実現に向けた理解促進と権利擁護	第1節 共生社会実現に向けた理解促進と権利擁護
<p>1 障がい者を理由とする差別の解消の推進</p> <p>2 障がい者の権利擁護の推進</p> <p>(1) 権利擁護の推進</p> <p>(2) 権利行使の支援</p> <p>(3) 障がい者虐待防止体制の整備</p> <p>(4) 合理的配慮の推進</p>	<p>1 障がい者を理由とする差別の解消の推進</p> <p>2 障がい者の権利擁護の推進</p> <p>(1) 権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害者差別解消法」「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」の趣旨、目的等の県民や事業所等へのさらなる周知・啓発 <p>(2) 権利行使の支援</p> <p>(3) 障がい者虐待防止体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所における虐待防止対策の確認、徹底 ・家族等の養護者への支援 <p>(4) 合理的配慮の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供(義務化)の周知・啓発
第2節 地域生活支援	第2節 地域生活支援
<p>1 相談支援体制の整備</p> <p>(1) 意思決定支援の推進</p> <p>(2) 総合的な相談支援体制の充実</p> <p>(3) 自立支援協議会の機能強化</p> <p>(4) 地域相談支援の利用促進</p> <p>(5) 触法障がい者の地域移行の推進</p>	<p>1 相談支援体制の整備</p> <p>(1) 意思決定支援の推進</p> <p>(2) 総合的な相談支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の機能の充実 ・基幹相談支援センターの設置促進 ・発達障がい児者、医療的ケア児者の支援に関する相談窓口の充実 ・障がい者ピアサポーターによる相談体制づくり <p>(3) 自立支援協議会の機能強化</p> <p>(4) 地域相談支援の利用促進</p> <p>(5) 触法障がい者の地域移行の推進</p>

第1期計画の骨子	第2期計画の骨子及び主な新規・重点事項等
<p>2 在宅サービス等の充実</p> <p>(1)在宅サービスの充実</p> <p>(2)住まいの場の確保</p> <p>(3)入所施設・病院からの地域生活への移行促進</p>	<p>2 在宅サービス等の充実</p> <p>(1)在宅サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい児者や医療的ケア児者が利用できるサービスの充実 ・在宅福祉サービス従事者の資質向上 <p>(2)住まいの場の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの整備促進 ・居住支援協議会の活用による民間賃貸住宅への円滑な入居の促進 <p>(3)入所施設・病院からの地域生活への移行促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の機能の充実(再掲) ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
<p>3 障がいのある子どもへの支援</p> <p>(1)障がいのある子どもの個々の状況に応じた発達支援</p> <p>(2)よりきめ細かな対応が必要な子どもへの支援</p> <p>(3)障がいのある子どもの家庭への支援</p>	<p>3 障がい児支援の充実</p> <p>(1)障がいのあるこどもの個々の状況に応じた発達支援</p> <p>(2)よりきめ細かな対応が必要なこどもへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいや、強度行動障がいのあるこどもの支援者等を対象とした専門研修の実施 <p>(3)障がいのあるこどもの家庭への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの特性や関わり方に対する保護者の理解促進 ・在宅で医療的ケア児を介護する保護者の負担軽減
<p>4 福祉介護人材の育成・確保</p>	<p>4 福祉介護人材の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大分県障害者相談支援従事者人材育成ビジョン」に基づいた相談支援専門員の資質向上 ・人材確保や就労環境等を改善する事業所の支援
<p>5 福祉用具等の活用促進</p>	<p>5 福祉用具等の活用促進</p>
<p>6 情報・コミュニケーションの支援</p> <p>(1)コミュニケーション支援</p> <p>(2)バリアフリー化の推進</p>	<p>6 情報・コミュニケーションの支援</p> <p>(1)コミュニケーション支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえた情報の十分な取得、円滑な意思疎通に係る取組の推進 <p>(2)バリアフリー化の推進</p>

第1期計画の骨子	第2期計画の骨子及び主な新規・重点事項等
第3節 保健・医療の推進	第3節 保健・医療の推進
1 障がいの早期発見・早期治療 (1) 妊婦及び乳幼児の健康管理の充実	1 障がいの早期発見・早期支援 (1) 妊婦及び乳幼児の健康管理の充実
2 医療・リハビリテーションの充実 (1) 障がい児者医療の充実 (2) リハビリテーションの充実	2 医療・リハビリテーションの充実 (1) 障がい児者医療の充実 ・ <u>発達障がい児者や医療的ケア児者が受診できる医療機関の確保</u> (2) リハビリテーションの充実 ・訪問リハビリテーションの供給体制の整備を促進
3 精神保健・医療施策の推進 (1) 予防対策と早期発見・早期治療の推進 (2) 医療提供体制の充実 (3) 地域精神保健福祉体制の整備 (4) 精神障がい者の地域移行の推進 (5) 精神障がい者の退院後支援	3 精神保健・医療施策の推進 (1) 予防対策と早期発見・早期治療の推進 (2) 医療提供体制の充実 ・ <u>精神科救急医療体制(災害医療を含む)の確保・充実</u> ・夜間・休日における受診の必要性や受入病院等の調整を行う相談窓口の整備 (3) 地域精神保健福祉体制の整備 ・ <u>こころとからだの相談支援センター(精神保健福祉センター)の機能の充実</u> (4) 精神障がい者の地域移行・ <u>地域定着</u> の推進 ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(再掲) ・障がい者ピアサポーターによる相談体制づくり(再掲) (5) 精神障がい者の退院後支援
4 難病患者の医療と療養生活の確保 (1) 在宅難病患者に対する支援の強化 (2) 医療体制の整備 (3) 難病対策に係る専門知識等の習得 (4) 相談体制の充実	4 難病患者の医療と療養生活の確保 (1) 在宅難病患者に対する支援の強化 (2) 医療体制の整備 ・ <u>難病診療連携拠点病院等を軸とした難病医療提供体制の強化</u> (3) 難病対策に係る専門知識等の習得 (4) 相談体制の充実 ・ <u>難病相談・支援センターにおける相談体制の充実</u>

第1期計画の骨子	第2期計画の骨子及び主な新規・重点事項等
<p>第4節 教育の振興</p>	<p>第4節 教育の振興</p>
<p>1 障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備 (1) 幼稚園、小・中学校等、高等学校 (2) 特別支援学校 (3) 特別支援教育ネットワークの構築</p>	<p>1 障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備 (1) 幼稚園、小・中学校等、高等学校 (2) 特別支援学校 (3) 特別支援教育ネットワークの構築</p>
<p>2 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上 (1) 多様な障がいへの対応 (2) 全ての教職員が学べる機会の確保</p>	<p>2 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上 (1) 多様な障がいへの対応 (2) 全ての教職員が学べる機会の確保</p>
	<p>3 <u>学校卒業後の多様な学習機会の充実</u> (1) <u>社会教育・特別支援教育・障がい福祉・芸術文化・スポーツ等の関係者のネットワーク化</u> (2) <u>公民館等での学習機会の提供に向けた働きかけ</u> (3) <u>イベントや団体等の情報が当事者に届きやすい仕組みづくり</u> (4) <u>障がい者の生涯学習に関する県民の理解や協力への意識づけ、ボランティアや支援者の育成等</u></p> <p>4 読書環境の整備 (1) 視覚障がい者等が利用しやすいアクセシブルな書籍等の充実 (2) インターネット等を活用した図書館サービスの充実 (3) 施設、設備のバリアフリー化の充実 (4) 障がい者サービスに係る人材育成及び体制整備に向けた取組</p>

第1期計画の骨子	第2期計画の骨子及び主な新規・重点事項等
第5節 雇用・就労、経済的自立の推進	第5節 雇用・就労、経済的自立の推進
1 障がい者雇用の促進	1 障がい者雇用の促進 ・ <u>法定雇用率の段階的引き上げや、週20時間未満で働く障がい者の雇用機会拡大への対応の充実</u>
2 障がい者の職業能力開発	2 障がい者の職業能力開発
3 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就労機会の確保	3 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就労機会の確保 ・ <u>農福連携の推進</u>
4 福祉的就労の底上げ	4 福祉的就労の底上げ ・ <u>障害者就労施設等の受注機会の確保に向けた取組の推進</u>
5 生活に困窮する障がい者を支える仕組みの構築	5 生活に困窮する障がい者を支える仕組みの構築
第6節 芸術文化活動・スポーツの推進	第6節 芸術文化活動・スポーツの推進
1 芸術文化活動の振興	1 芸術文化活動の振興 「大分県障がい者芸術文化推進基本計画(第2期)」 (1) <u>相談体制の整備</u> ・ <u>「おおいた障がい者芸術文化支援センター」の相談体制の充実</u> (2) <u>創造・発表・鑑賞機会の拡充</u> (3) <u>作品等の評価、販売、権利保護等の推進及び交流の促進</u> (4) <u>人材の育成</u> (5) <u>情報収集と情報発信</u> (6) <u>関係者の連携協力</u>

第1期計画の骨子	第2期計画の骨子及び主な新規・重点事項等
<p>2 スポーツ等の振興</p> <p>(1) 障がい者のスポーツ機会の拡充</p> <p>(2) 障がい者のスポーツ環境の整備</p> <p>(3) 障がい者スポーツの競技力向上</p> <p>(4) 大分国際車いすマラソンの開催</p>	<p>2 スポーツ等の振興</p> <p>(1) <u>スポーツに挑戦できる機会や場の拡充</u></p> <p>(2) <u>スポーツを続けられる環境の整備</u></p> <p>(3) <u>県内アスリートの競技力向上への支援</u></p> <p>(4) <u>大分国際車いすマラソンの開催</u> <u>・世界最高峰のレースと、障がい者の社会参加や県民の障がいへの理解促進を兼ね備えた大会として、さらなる進化・発展</u></p>
<p>第7節 安心・安全な生活環境の整備、防災等の推進</p>	<p>第7節 安心・安全な生活環境の整備、防災等の推進</p>
<p>1 障がい者に配慮したまちづくりの総合的推進</p> <p>(1) 福祉のまちづくりの総合的推進</p> <p>(2) 福祉のまちづくりに対する理解の促進</p>	<p>1 障がい者に配慮したまちづくりの総合的推進</p> <p>(1) 福祉のまちづくりの総合的推進</p> <p>(2) 福祉のまちづくりに対する理解の促進</p>
<p>2 住宅・公共的施設等の整備</p> <p>(1) 公共的施設の改善整備</p> <p>(2) 住宅の改善整備</p> <p>(3) 改善整備に関する情報提供</p>	<p>2 住宅・公共的施設等の整備</p> <p>(1) 公共的施設の改善整備</p> <p>(2) 住宅の改善整備</p> <p>(3) 改善整備に関する情報提供</p>
<p>3 移動・交通手段の確保</p> <p>(1) 公共交通機関の改善整備</p> <p>(2) 道路・交通安全施設の改善整備</p> <p>(3) 移動支援の充実</p> <p>(4) 主要生活関連経路におけるバリアフリー化の着実な実施</p>	<p>3 移動・交通手段の確保</p> <p>(1) 公共交通機関の改善整備</p> <p>(2) 道路・交通安全施設の改善整備 <u>・人優先の安全・安心な通行区間の整備を推進</u></p> <p>(3) 移動支援の充実</p>

第1期計画の骨子	第2期計画の骨子及び主な新規・重点事項等
4 防犯対策の推進 (1)防犯対策の推進 (2)消費者トラブルの防止及び被害からの救済	4 防犯対策の推進 (1)防犯対策の推進 ・聴覚障がい者に配慮した緊急通報手段の確保、周知 (2)消費者トラブルの防止及び被害からの救済 ・障がい者の消費者教育を推進
5 防災対策の推進 (1)防災対策の推進 (2)防災関係職員の福祉研修の推進	5 防災対策の推進 (1)防災対策の推進 ・地域の実情や障がい特性に応じた個別避難計画の作成を推進 ・障がい者の避難所生活に必要な物資の確保 (2)防災関係職員の福祉研修の推進
■推進体制	
1 連携・協力体制の確保	1 連携・協力体制の確保
2 相互理解の促進 (1)啓発・広報の推進 (2)障がい及び障がい者理解の促進 (3)交流とふれあいの推進 (4)ボランティア活動への支援	2 相互理解の促進 (1)啓発・広報の推進 (2)障がい及び障がい者理解の促進 (3)交流とふれあいの推進 (4)NPO活動に対する理解の促進
3 進捗状況の管理及び評価	3 進捗状況の管理及び評価
■地域生活支援事業等及び障害福祉サービス量の見込み「大分県障がい福祉計画(第7期)、大分県障がい児福祉計画(第3期)」	
1 地域生活支援事業	1 地域生活支援事業
2 障がい福祉サービス量の見込み(市町村見込量の集計)	2 地域生活支援促進事業 3 障害福祉サービス量の見込み(市町村見込量の集計)